

## Ⅱ 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

### 1 不適正な会計経理防止対策の推進

#### (1) 不適正な会計経理の発生状況

調 査 結 果					説明図表番号																																																						
<p>国の行政機関における不適正な会計経理の発生状況(注)について、会計検査院の平成18年度から20年度の決算検査報告での指摘と各府省の19年度から21年度の内部監査等での把握結果を基に調査した結果、表1のとおり、平成19年度から21年度までの間に公表された不適正な会計経理の金額は、全17府省のうち12府省で総額約20億5,800万円となっている。不適正な会計経理が把握されていないのは5府省である。</p> <p>(注) 不適正な会計経理には、国の行政機関が自ら執行する経費に係るものと、補助金(委託費を含む。以下同じ。)の交付を受けた地方公共団体等において執行される経費に係るものがある。</p> <p>不適正な会計経理の総額の3年間の推移をみると、平成19年度は約8,900万円、20年度は約6億3,600万円、21年度は約13億3,300万円と増加傾向にある。</p> <p>3年間で把握された不適正な会計経理の合計金額を府省別にみると、最も多いのは農林水産省で約6億700万円(29.5%)、次いで、国土交通省が約5億5,900万円(27.2%)、財務省が約3億4,500万円(16.8%)等となっている。</p> <p>なお、農林水産省分のうち約4億8,100万円(79.3%)、国土交通省分のうち約5億3,200万円(95.1%)が、補助金の交付を受けた地方公共団体等における不適正な会計経理となっている。</p> <p>また、3年間で把握された不適正な会計経理の総額約20億円のうち、会計検査院の決算検査報告で指摘された額は約19億円で、各府省の内部監査等で把握された額は約1.6億円となっている。</p>					表1-①、②																																																						
<p>表1 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">府省名</th> <th colspan="3">不適正な会計経理が判明した年度</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>平成19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">会計検査院の会計</td> <td>内閣府</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>宮内庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国家公安委員会(警察庁)</td> <td></td> <td></td> <td>20,106</td> <td>20,106</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>1,845</td> <td></td> <td>4,306</td> <td>6,151</td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>1,502</td> <td></td> <td></td> <td>1,502</td> </tr> <tr> <td>外務省</td> <td>2,381</td> <td>11,914</td> <td></td> <td>14,295</td> </tr> </tbody> </table>						区分	府省名	不適正な会計経理が判明した年度			計	平成19年度	20年度	21年度	会計検査院の会計	内閣府				0	宮内庁				0	公正取引委員会				0	国家公安委員会(警察庁)			20,106	20,106	金融庁				0	消費者庁				0	総務省	1,845		4,306	6,151	法務省	1,502			1,502	外務省	2,381	11,914	
区分	府省名	不適正な会計経理が判明した年度			計																																																						
		平成19年度	20年度	21年度																																																							
会計検査院の会計	内閣府				0																																																						
	宮内庁				0																																																						
	公正取引委員会				0																																																						
	国家公安委員会(警察庁)			20,106	20,106																																																						
	金融庁				0																																																						
	消費者庁				0																																																						
	総務省	1,845		4,306	6,151																																																						
	法務省	1,502			1,502																																																						
	外務省	2,381	11,914		14,295																																																						

調 査 結 果					説明図表番号
検 査	財務省	2,074	343,116		345,190
	文部科学省	46,511	31,908	36,138	114,557
	厚生労働省	24,100	45,648	111,743	181,491
	農林水産省		109,072	371,943	481,015
	経済産業省			92,690	92,690
	国土交通省		92,090	467,346	559,436
	環境省			40,180	40,180
	防衛省	9,867		29,524	39,391
	計	88,280	633,748	1,173,976	1,896,004
内 部 監 査 等	国家公安委員会（警察庁）			32,953	32,953
	厚生労働省	300	2,549	315	3,164
	農林水産省			125,703	125,703
	防衛省			5	5
計	300	2,549	158,976	161,825	
合計		88,580	636,297	1,332,952	2,057,829

(注) 当省の調査結果による。

**ア 物品・役務調達、補助金等の発生区分別の状況**

不適正な会計経理の発生状況について、物品・役務調達、補助金等の発生区分別にみると、表2のとおり、3年間の合計金額の最も多いのは補助金で約11億7,000万円（56.9%）で、次いで、その他（国税の還付金、労災保険の給付金等）が約4億2,000万円（20.4%）、物品・役務調達が約4億1,000万円（19.9%）等となっている。平成21年度については、補助金が68.9%及び物品・役務調達が28.5%となっており、この二つで大半を占めている。

表2 (単位：千円、%)

発生区分	不適正な会計経理が判明した年度			計	
	平成19年度	20年度	21年度		
国の行政機関が自ら執行する経費	物品・役務調達	300(0.3)	29,873(4.7)	380,215(28.5)	410,388(19.9)
	現金収受(資金前渡官吏)	15,595(17.6)	11,914(1.9)	29,524(2.2)	57,033(2.8)
	その他	26,174(29.5)	388,764(61.1)	5,350(0.4)	420,288(20.4)
	小計	42,069(47.5)	430,551(67.7)	415,089(31.1)	887,709(43.1)
補助金	46,511(52.5)	205,746(32.3)	917,863(68.9)	1,170,120(56.9)	
合計	88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は、合計欄に対する割合を示す。  
3 「その他」は、国税の還付金、労災保険の給付金等に係るものである。

表1-①、②

調 査 結 果

説明図表番号

イ 預け金、一括払い等の態様別の状況

不適正な会計経理の発生状況について、「預け金」、「一括払い」、「翌年度納入」等の態様別にみると、表3のとおり、3年間の合計金額の最も多いのは「預け金」で約6億9,200万円(33.6%)で、次いで、「翌年度納入」が約5億3,900万円(26.2%)、「その他職員の不正による損害等」が約5億円(24.3%)等となっている。平成21年度については、「預け金」が約5億8,900万円(44.2%)で最も多く、次いで、「翌年度納入」が約4億5,200万円(33.9%)、「一括払い」が約1億2,600万円(9.4%)等となっている。

表3

(単位：千円、%)

態 様	不適正な会計経理が判明した年度			計
	平成19年度	20年度	21年度	
預け金	46,511(52.5)	56,748(8.9)	588,534(44.2)	691,793(33.6)
一括払い	0	26,234(4.1)	125,648(9.4)	151,882(7.4)
差し替え	0	29,310(4.6)	77,209(5.8)	106,519(5.2)
翌年度納入	300(0.3)	86,152(13.5)	452,440(33.9)	538,892(26.2)
先払い	0	0	1,147(0.1)	1,147(0.1)
前年度納入	0	15,196(2.4)	42,796(3.2)	57,992(2.8)
契約前納入	0	0	8,116(0.6)	8,116(0.4)
未納入	0	0	1,444(0.1)	1,444(0.1)
その他職員の不正による損害等	41,769(47.2)	422,657(66.4)	35,618(2.7)	500,044(24.3)
合計	88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、合計欄に対する割合を示す。  
 3 主な不適正な会計経理の態様は、下表のとおりである。

態 様	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、以後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を一括して支払っていたもの
差し替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載し、経費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日を記載するなどして経費を支出していたもの

表1-①、②

調 査 結 果

説明図表番号

契約前納入	契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載するなどして、物品が契約締結後に納入されたこととして経費を支出していたもの
-------	---

ウ 本府省、地方支分部局等別の発生状況

不適正な会計経理の発生状況（補助金を除く。）について、本府省・地方支分部局等別にみると、表4のとおり、3年間の合計金額では、本府省が約8,900万円（10.0%）であるのに対し、地方支部分部局等は約7億9,900万円（90.0%）となっている。

また、平成19年度及び20年度については、本府省での不適正な会計経理は把握されておらず、すべて地方支分部局等で把握されたものであるが、21年度は、本府省においても約8,900万円（21.3%）（注）の不適正な会計経理が把握されている。

（注）この内訳は、厚生労働省の「翌年度納入」約900万円、農林水産省の「翌年度納入」約850万円及び「前年度納入」約36万円並びに経済産業省の「預け金」約7,100万円である。

表4

（単位：千円、%）

府省名	不適正な会計経理が判明した年度									計		
	平成19年度			20年度			21年度			本府省	地方支分部局等	計
	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計			
国家公安委員会（警察庁）			0			0	0	43,880	43,880	0	43,880	43,880
総務省	0	1,845	1,845			0			0	0	1,845	1,845
法務省	0	1,502	1,502			0			0	0	1,502	1,502
外務省	0	2,381	2,381	0	11,914	11,914			0	0	14,295	14,295
財務省	0	2,074	2,074	0	343,116	343,116			0	0	345,190	345,190
文部科学省			0			0			0			0
厚生労働省	0	24,400	24,400	0	48,197	48,197	8,989	75,311	84,300	8,989	147,908	156,897
農林水産省			0			0	8,870	116,833	125,703	8,870	116,833	125,703
経済産業省			0			0	70,697	20,800	91,497	70,697	20,800	91,497
国土交通省			0	0	27,324	27,324			0	0	27,324	27,324
環境省			0			0	0	40,180	40,180	0	40,180	40,180
防衛省	0	9,867	9,867			0	0	29,529	29,529	0	39,396	39,396
合計	0 (-)	42,069 (100.0)	42,069 (100.0)	0 (-)	430,551 (100.0)	430,551 (100.0)	88,556 (21.3)	326,533 (78.7)	415,089 (100.0)	88,556 (10.0)	799,153 (90.0)	887,709 (100.0)

表1-①、②

- （注）1 当省の調査結果による。  
 2 補助金に係るものは除いている。  
 3 合計欄の（ ）内は、計欄に対する割合を示す。  
 4 「本府省」は、外局を含む。「地方支分部局等」は、特別の機関の出先機関及び施設等機関並びに都道府県警察（国庫支弁経費）を含む。

(2) 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施

調 査 結 果						説明図表番号																																																																																							
<p>各府省における平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況について、①国の行政機関が自ら執行する経費に係るものと、②補助金の交付を受けた地方公共団体等において執行される経費に係るものとに区分して調査した結果、以下のとおり、これまでに把握された各府省や補助金交付先で把握されている不適正な会計経理の実態を踏まえて、その再発防止対策を講じている府省がある一方で、特段の対策を講じていないのがみられた。</p> <p><b>ア 国の行政機関が自ら執行する経費についての不適正な会計経理防止対策の実施状況</b></p> <p>① 国の行政機関が自ら執行する経費について、不適正な会計経理防止対策を講じているのは、表 5 のとおり、15 府省である。2 府省（宮内庁及び金融庁）では、会議等で「預け金」等の不適正な会計経理の態様を説明し、その防止に努めるよう周知しているものの、それ以外は特段の対策を講じていない。ただし、いずれも、平成 19 年度以降、国の行政機関が自ら執行する経費に係る不適正な会計経理の指摘等はない。</p> <p>不適正な会計経理防止対策を講じている 15 府省のうち、平成 19 年度以降、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等があったのは 11 府省で、他の 4 府省（内閣府、公正取引委員会、消費者庁及び文部科学省）は、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等はなかったものの、他府省に対する指摘状況等を踏まえて、同様の問題が生じないように、必要な対策を講じている。</p>						説明図表番号																																																																																							
<p>表 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府省名</th> <th colspan="3">制度・運営の改善に係る対策</th> <th rowspan="2">職員の意識改革</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>予算執行の見直し</th> <th>物品の調達・管理体制の見直し</th> <th>監査機能等の強化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○：2</td> </tr> <tr> <td>宮内庁</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○：1</td> </tr> <tr> <td>国家公安委員会（警察庁）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：5</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○：1</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：3</td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：3</td> </tr> <tr> <td>外務省</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○：3</td> </tr> <tr> <td>財務省</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○：2</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：3</td> </tr> </tbody> </table>							府省名	制度・運営の改善に係る対策			職員の意識改革	その他	計	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	内閣府	—	○	—	○	—	○：2	宮内庁	—	—	—	—	—	—	公正取引委員会	—	—	○	—	—	○：1	国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	○	○：5	金融庁	—	—	—	—	—	—	消費者庁	—	—	—	—	○	○：1	総務省	○	—	—	○	○	○：3	法務省	—	—	○	○	○	○：3	外務省	—	○	○	—	○	○：3	財務省	—	—	○	—	○	○：2	文部科学省	—	—	○	○	○	○：3
府省名	制度・運営の改善に係る対策			職員の意識改革	その他	計																																																																																							
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化																																																																																										
内閣府	—	○	—	○	—	○：2																																																																																							
宮内庁	—	—	—	—	—	—																																																																																							
公正取引委員会	—	—	○	—	—	○：1																																																																																							
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	○	○：5																																																																																							
金融庁	—	—	—	—	—	—																																																																																							
消費者庁	—	—	—	—	○	○：1																																																																																							
総務省	○	—	—	○	○	○：3																																																																																							
法務省	—	—	○	○	○	○：3																																																																																							
外務省	—	○	○	—	○	○：3																																																																																							
財務省	—	—	○	—	○	○：2																																																																																							
文部科学省	—	—	○	○	○	○：3																																																																																							

調 査 結 果							説明図表番号												
厚生労働省	—	○	○	—	○	○ : 3													
農林水産省	○	○	○	○	—	○ : 4													
経済産業省	—	—	○	○	—	○ : 2													
国土交通省	—	○	○	—	○	○ : 3													
環境省	—	—	○	○	—	○ : 2													
防衛省	—	—	○	—	○	○ : 2													
合計	○ : 3	○ : 6	○ : 12	○ : 8	○ : 10	—													
<p>(注) 1 当省の調査結果による。  2 主に各府省の本府省における取組について調査した。  3 主な不適正な会計経理防止対策は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算執行の見直し</td> <td>納入期限の確保、物品調達発注の原則2月末までの実施等</td> </tr> <tr> <td>物品の調達・管理体制の見直し</td> <td>納品書等の記載内容（納入年月日、数量等）の確認、納品書等の5年間保存、専門性の高い業務に精通している職員を検査職員に任命、契約担当者と検査担当者の分離、複数職員による検査の実施等</td> </tr> <tr> <td>監査機能等の強化</td> <td>行政機関の書類と事業者の帳簿等の突き合わせ、事業者からの聞き取り、外部通報の仕組みの導入等</td> </tr> <tr> <td>職員の意識改革</td> <td>所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底、発注者綱紀保持研修の実施等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・会計検査院の指摘事項等の周知及び適正な予算執行の徹底の周知  ・現金收受（資金前渡官吏）等に係る職員の不正防止対策で、預け金等の不適正会計経理に係る対策以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 対策の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>i 不適正な会計経理の指摘等があった府省では、いずれも、当該指摘等があった際に、関係部局等に通知を発出するなどして、関係法令に基づく会計経理の適正な実施を周知・要請している。</p> <p>ii 各府省が講じている不適正な会計経理防止対策の内容は、表5のとおり、大別して、予算執行の見直し、物品の調達・管理体制の見直し、監査機能等の強化、職員の意識改革及びその他に分けられる。監査機能等の強化を挙げているのは12府省と最も多く、次いで、職員の意識改革が8府省、物品の調達・管理体制の見直しが6府省、予算執行の見直しが3府省となっている。なお、その他（現金收受（資金前渡官吏）等に係る不正防止等）も10府省ある。</p> <p>不適正な会計経理防止対策の主な具体例は、表6のとおりであり、一定の効果を上げている。</p>								区 分	説 明	予算執行の見直し	納入期限の確保、物品調達発注の原則2月末までの実施等	物品の調達・管理体制の見直し	納品書等の記載内容（納入年月日、数量等）の確認、納品書等の5年間保存、専門性の高い業務に精通している職員を検査職員に任命、契約担当者と検査担当者の分離、複数職員による検査の実施等	監査機能等の強化	行政機関の書類と事業者の帳簿等の突き合わせ、事業者からの聞き取り、外部通報の仕組みの導入等	職員の意識改革	所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底、発注者綱紀保持研修の実施等	その他	・会計検査院の指摘事項等の周知及び適正な予算執行の徹底の周知 ・現金收受（資金前渡官吏）等に係る職員の不正防止対策で、預け金等の不適正会計経理に係る対策以外のもの
区 分	説 明																		
予算執行の見直し	納入期限の確保、物品調達発注の原則2月末までの実施等																		
物品の調達・管理体制の見直し	納品書等の記載内容（納入年月日、数量等）の確認、納品書等の5年間保存、専門性の高い業務に精通している職員を検査職員に任命、契約担当者と検査担当者の分離、複数職員による検査の実施等																		
監査機能等の強化	行政機関の書類と事業者の帳簿等の突き合わせ、事業者からの聞き取り、外部通報の仕組みの導入等																		
職員の意識改革	所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底、発注者綱紀保持研修の実施等																		
その他	・会計検査院の指摘事項等の周知及び適正な予算執行の徹底の周知 ・現金收受（資金前渡官吏）等に係る職員の不正防止対策で、預け金等の不適正会計経理に係る対策以外のもの																		

調 査 結 果

説明図表番号

表 6

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調達・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け	国家公安委員会 (警察庁) 農林水産省 国土交通省	国家公安委員会(警察庁)は、平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘 農林水産省は平成22年2月から、国土交通省は同年3月から適用
2	監査機能等の強化	物品調達等の契約に係る内部監査(会計監査)において、従来から行っていた監査対象機関が保有する関係書類のチェックに加え、当該関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせや、事業者からの聞き取り調査を実施	国家公安委員会 (警察庁)	平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘(再掲)
			厚生労働省	平成17年度から、事業者契約日(見積書提出日)と納品日を文書で照会しており、19年度から21年度までに、計7機関316万円の不適正な会計経理を指摘
			農林水産省	平成21年度の内部監査(会計監査)等で、契約業者に納品日等の確認や聞き取りを行った結果、物品・役務調達で59機関1億2,570万円の不適正な会計経理を指摘
3	職員の意識改革	地方支分部局等に対する内部監査(会計監査)の際に、監査対象機関の会計担当者に対して法令遵守意識の啓発等を図るための研修を実施	環境省	環境省は、左の対策の効果について、「会計担当者及び監督職員の法令遵守意識の改革が進み、物品や役務の調達に関する不適正な会計経理の防止に注意が払われ、適正な予算の執行がなされている。」と説明

表 2-③

(注) 当省の調査結果による。

iii 各府省の不適正な会計経理防止対策の内容をみると、①職員の意識改革を図るため、予算は使い切ることが望ましいとする考えや公金を取り扱うことへの責任の重要性に対する認識不足の指摘を踏まえ、契約担当職員に対する実効ある指導・教養の実施と効果の定期的な検証を行うとしているものや、②年度末の執行残額を勘案して業者への架空取引の指示等により「預け金」として保有させて、後日、これを利用して正規の手続によることなく物品を納入させるなどしていた例について、チェックポイントとして、計画的な予算執行と検収業務の確実な実施を挙げているもの、③発注者の綱紀保持研修で、予算執行に当たって、「不要を出してはならない」という認識の是正及び関係法令等の遵守が国家公務員の責務であるという意識を徹底するとしているものがある。

表 2-①

調 査 結 果	説明図表番号
<p>また、平成 21 年 10 月の内閣官房国家戦略室の予算編成のあり方に関する検討会での論点整理（平成 21 年 10 月 19 日）においては、「予算を毎年度編成し国会で議決する単年度原則は、憲法上の重要なルールではあるが、予算執行の現場では、予算を年度末に無理やり使い切るといったムダが生じているとの指摘がある」（【第 3 の柱】年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除）とされ、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）において、「年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除」のための方策（予算執行監視チームの設置等）が決定されている。</p>	<p>表 2 - ④</p>
<p>さらに、政府においては、予算使い切りの慣習の是正を促すため、平成 22 年 2 月の副大臣会議及び同年 3 月の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣（行政刷新）等から、各省大臣等に対して、予算の適正な執行に係る周知・徹底を要請している。これを受けて、「年度末における予算の適正な執行に係る周知・徹底について」（平成 22 年 3 月 12 日付け事務連絡）により、内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室から各府省に対し、各職場への一層の浸透を図るため、①当年度予算での新たな物品購入、委託、工事、出張等については、必要性を十分精査し、不要不急の物品購入等を行わないこと、②当年度予算について、実際の需要が必ずしも明確ではないにもかかわらず、全額消化すべきとの指示をしないことの 2 点について、周知・徹底するよう要請するとともに、財務大臣に対し、予算査定時に、旅費や庁費の使い残し額について、予算減額に直結させないよう要請していること、また、年度末の予算執行状況についての調査を行い、必要に応じ公表することとしていることが通知されている。</p>	<p>表 2 - ⑤</p>
<p>（参考）「職員の声」の窓口に「当年度予算を全額執行するよう事業担当部局から指示が出ている」、「旅費予算が余りそうだから適当な理由を付けて出張するという動きがあるが、不要な予算執行を即時撤廃し、余った予算は来年度へ繰り越すよう指示を出すべき」等の意見が複数寄せられている。</p>	<p>表 2 - ⑥</p>
<p>この予算の使い切りの慣習の是正については、現在各府省において所要の取組が進められているところであり、不適正な会計経理防止対策の中にも、例えば、計画的かつ効果的な予算執行を推進し、年度末における不要な物品調達を防止する観点から、物品管理官から契約担当職員への契約措置要求は原則として 2 月末までに行う等の方策が盛り込まれている府省もみられるが、各府省においては、今後更にその取組を徹底していく余地があるものとみられる。</p>	<p>表 2 - ①</p>

調 査 結 果

説明図表番号

イ 補助金についての不適正な会計経理防止対策の実施状況

① 補助金を交付している 15 府省(注)における補助金に係る不適正な会計経理防止対策の実施状況をみると、当該対策を講じている府省は、表 7 のとおり、8 府省である。他の 7 府省では、いずれも、平成 19 年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等はないこともあって、補助金に係る法令等に定められた手続の厳格な実施等を図っているものの、それ以外は特段の対策を講じていない。(注) 宮内庁及び公正取引委員会は、補助金を交付していない。

補助金に係る不適正な会計経理防止対策を講じている 8 府省のうち、平成 19 年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があったのは 7 府省で、他の 1 府省(防衛省)は、自府省に対する不適正な会計経理の指摘等はなかったものの、他府省に対する指摘状況等を踏まえて、同様の問題が生じないように、必要な対策を講じているものである。

表 7

府省名	制度・運営の改善に係る対策							職員の意識改革	計
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	その他					
				公共事業補助金の使途基準の明確化、額の確定審査の厳格化	公共事業の補助対象から事務費を除外(平成 22 年度から)	研究機関における補助金(研究費)の管理・監査ガイドラインの作成・点検	その他		
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	—	—	—	○	○	○: 5
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	—	○	○	—	—	—	○	—	○: 3
法務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	○	○	○	—	—	○	—	○	○: 5
厚生労働省	—	○	○	—	—	—	○	—	○: 3
農林水産省	—	—	○	○	○	○	○	—	○: 5
経済産業省	—	—	○	—	—	—	○	—	○: 2
国土交通省	—	—	○	○	○	—	○	—	○: 4
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	—	—	○	—	—	—	—	—	○: 1
合計	○: 2	○: 4	○: 8	○: 2	○: 2	○: 2	○: 6	○: 2	—

表 2-②

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 主に各府省の本府省における取組について調査した。

調 査 結 果

説明図表番号

- ② 対策の内容等を調査したところ、次のような状況がみられた。
- i 補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があった7府省では、いずれも、不適正な会計経理の指摘等があった際に、関係者に通知を発出し、関係法令に基づく会計経理の適正な実施を周知・要請するとともに、それぞれ、表8のような対策を講じている。
  - ii 各府省が講じている不適正な会計経理防止対策の内容をみると、制度運営の改善に係る対策としては、表7のとおり、予算執行の見直し（2府省）、物品の調達・管理体制の見直し（4府省）及び監査機能等の強化（8府省）のような国の行政機関が自ら執行する経費についての不適正な会計経理防止対策と同様の対策が講じられている。このほか、①公共事業補助金に係るものとして、補助金の使途基準の明確化、額の確定審査の厳格化（2府省）及び補助対象からの事務費の除外（平成22年度から）（2府省）、②研究機関における補助金（研究費）に係るものとして、その管理・監査ガイドラインの作成・点検（2府省）等が行われている。

不適正な会計経理防止対策の主な具体例は、表8のとおりであり、一定の効果を上げているものもみられる。

表 8

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調達・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け（再掲）	国家公安委員会（警察庁）	平成21年度の内部監査（会計監査）で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、補助金について、7機関で343万円（都道府県費を含む補助対象経費の額）の不適正な会計経理を指摘（再掲）
		補助金の使用に係る帳簿や証拠書類の補助事業終了後5年間保存や、補助金に係る国への精算報告書に帳簿・証拠書類の写しの添付を義務付け	文部科学省	平成22年度から適用
			厚生労働省	平成22年度から適用
2	研究機関における補助金（研究費）の管理・監査ガイドラインの作成・点検	研究機関に交付する補助金（研究費）について、①補助金の管理に係る責任体制・事務処理手続等の明確化、②不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、③内部牽制機能の強化等を求めるガイドラインを作成（平成19年） また、ガイドラインの実施状況について、毎年国への報告を求めるとともに、補助額の大きい機関等について現地調査を実施	文部科学省	毎年度、約1,600研究機関に実施報告書の提出を求め、その内容の分析結果を公表するとともに、毎年度現地調査を実施（平成19年度30機関、20年度95機関及び21年度52機関）
			農林水産省	毎年、数機関を対象に（平成21年度は5機関）、補助金（研究費）に係る経理処理状況の調査とガイドラインに基づく体制整備状況を調査。また、事業説明会でコンプライアンス意識を徹底 平成22年度以降も、引き続き同様の取組を実施予定

表 2-③

(注) 当省の調査結果による。

調 査 結 果	説明図表番号
<p>iii ただし、平成 19 年度以降、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等があった 7 府省のうち、当該指摘事項を内部監査（会計監査）の重点等として必要な検証を行っている府省（国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）がある一方で、総務省及び厚生労働省は、内部監査（会計監査）において特にそのような取組を行っておらず、不適正な会計経理防止対策については、指摘があった補助金に限られている。</p> <p>（所見）</p> <p>したがって、関係府省は、国の行政機関が自ら執行する経費及び補助金に係る適正な会計経理を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国の行政機関が自ら執行する経費について、</p> <p>i 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと、また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底すること。</p> <p>ii 近年、不適正な会計経理の指摘等がないこともあり、特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、予算使い切りの慣習を是正するとの政府方針を踏まえ、「納品書等の 5 年間保存の義務付け」や「契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査」等の不適正な会計経理防止対策を講ずることにより一定の効果を上げている事例にかんがみ、必要な対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">（宮内庁、金融庁）</p> <p>② 補助金について、</p> <p>i 近年、補助金に係る不適正な会計経理の指摘等がないこともあり、特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、① ii と同様の観点から、必要な対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省）</p> <p>ii 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じている府省は、他の補助金についても、内部監査（会計監査）の監査事項とするなど、必要な対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">（総務省、厚生労働省）</p>	<p>表 2 - ②</p>

## 2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化

調 査 結 果	説明図表番号
<p>各府省は、会計経理の合規性、適正性、経済性、効率性等を確保する観点から、必要な内部監査（会計監査）部門を置き、毎年度会計監査計画等を定めて計画的に監査業務を行っている。</p> <p>各府省における適正な会計経理を確保するためには、内部監査（会計監査）が果たす役割は重要であり、「預け金」等の不適正な会計経理が指摘された府省が講じた再発防止対策をみても、ほとんどの場合、内部監査（会計監査）機能の強化が盛り込まれている。また、内部監査（会計監査）の際に、再発防止対策が有効に機能しているか点検を行い、不十分な場合には、必要な改善を指摘するとともに、改善措置状況をフォローすることも重要な役割である。</p>	
<p>今回、全府省（17府省）における平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理等に関する内部監査（会計監査）の実施状況を調査した結果、次のような実態及び問題点がみられた。</p>	<p>表3-① 表3-②</p>
<p>① 近年、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等があった府省の大半は、当該指摘等に係る事項を内部監査（会計監査）計画等に監査の重点事項として明確に位置付けるとともに、監査手法を見直し、新たに、監査に必要な書類として納品書等の5年間保存の義務付け、契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を行うなど、内部監査（会計監査）の強化を図っている。（5府省：国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）</p> <p>他方、当該指摘等があった府省の一部及び当該指摘等が特になく多くの府省の多くは、基本的に従来からの監査事項や監査手法を継続しており、公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるなどの取組を行っていない。（8府省：内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省）</p> <p>また、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等（職員の不正を除く。）はないものの、他府省において当該指摘等があることなどを踏まえ、平成21年度以降の会計監査計画に、重点項目の一つとして、①「預け金」や「翌年度納入」などの不適正な会計経理等が発生することのないよう内部牽制の充実を図っているか、②年度末の駆け込み執行や不要不急な執行が行われないよう計画的に執行しているか、③納品検査をどのように行っているかなどを盛り込んでいる府省がある。（4府省：公正取引委員会、財務省、文部科学省及び防衛省）</p>	<p>表3-③</p>
<p>なお、職員の不祥事（公金領得）の指摘があった府省においては、内部監査（会計監査）の中で、当該指摘事項と同様な事</p>	<p>表3-②</p>

<p>例の発生の有無について確認している。(7府省：総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省)</p> <p>② これらのほか、内部監査(会計監査)計画に定められた監査事項の一部しか監査していない例がある。(財務省)</p> <p>(所見)</p> <p>したがって、関係府省は、適正な会計経理を確保するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内部監査(会計監査)においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を内部監査(会計監査)計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査(会計監査)の強化を図ること。</p> <p style="text-align: center;">(内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省)</p> <p>② 内部監査(会計監査)計画で定めた監査事項の一部を行っていない府省は、監査の実効性を確保する観点から、必要な見直しを速やかに行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(財務省)</p>	<p>表3-④</p>
---	-------------